

平成29年度後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります

4月から、平成29年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。年6回の特別徴収（年金からの納付）の期間のうち、4月・6月・8月の3回分の徴収額は、仮徴収の金額となります。

保険料は平成28年中の所得で計算するので、所得額等が確定する7月まで年間の保険料額が決定しません。保険料額が決定してから特別徴収を開始すると、10月・12月・2月の3回のみで保険料を徴収することになるため、1回あたりの徴収額が高くなります。そのため特別徴収の場合は、4月・6月・8月に暫定金額で仮徴収を行い、1回あたりの徴収額の軽減を図っています。

平成29年度の確定した年間保険料額は、7月に通知しますので、ご理解願います。

◆特別徴収となる方

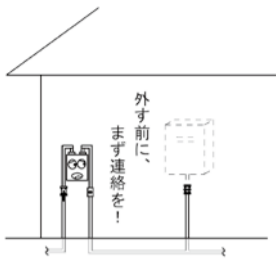
①すでに後期高齢者医療保険料・介護保険料を年金からの特別徴収で納付している方
※1回あたりの仮徴収額は2月の特別徴収額と同額です
②平成28年4月1日～10月1日までに、本市で後期高齢者医療制度に加入または介護保険第1号被保険者（65歳以上）になった方
※②の方は4月初旬に仮徴収額決定の通知書を送付します

◆普通徴収となる方

次に該当する方は、普通徴収（納付書または口座振替による納付）になります。
・年間の年金額が18万円未満の方 ※複数の年金を受給している、その合計金額が18万円以上であっても、個々の年金の額が18万円未満の場合は普通徴収となります
・（後期高齢者医療保険料の場合のみ）後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、年金受給額の半分以上となる方など

市営ガスをご利用の皆様へ

電気湯沸器やIHコンロ等の設置のためにガス機器を取り外す際は、ガス事業課までご連絡ください。
ガス事業課に申込みをせずにガス栓やガス配管を変更・撤去した場合は、法律違反となります。
本市でも、適正なガス元止め工事が行われずに、ガス設備が大変危険な状態で放置されていた事例がありましたので、ご注意ください。



市営ガスは、環境にも家計にもやさしい県産天然ガスを供給しています。

問ガス事業課 ☎0475(72)1131

詳細は問い合わせください。
（後期高齢者医療保険料について）
市民課国保年金班
☎0475(70)0334
千葉県後期高齢者医療広域連合資格保険料課
☎043(308)6768
（介護保険料について）
高齢者支援課介護保険班
☎0475(70)0309

〈後期高齢者医療保険料・介護保険料の基本的な納期〉

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	○		○		○		●		●		●	
普通徴収				■	■	■	■	■	■	■	■	■

○：仮徴収 ●：本徴収 ■：納付書または口座振替

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方へ 人間ドックの助成を受けられます

市と委託契約をした医療機関で人間ドックを受けるときに、検査費用の7割相当額（4万円を限度）の助成を受けられます。

◆助成条件
▼前回人間ドックを受けてから概ね1年以上経過している方
※特定健康診査と人間ドックは検査項目が重複するので、年度内にどちらか一方を受診してください
▼国民健康保険被保険者
・30歳以上75歳未満の方
・納期限までの国保税をすべて納めている方
▼後期高齢者医療被保険者
・納期限までの後期高齢者医療保険料をすべて納めている方

◆手続き方法
医療機関に予約後、受診日の10日前までに、予約日・受診するコースのわかるものと印かん・被保険者証を持参し、市民課または白里出張所で申請してください。

◆市と契約している医療機関
市立国保大網病院、さんむ医療センター、亀田クリニック（亀田健康管理センター）、亀田総合病院附属葛張クリニック、JCHO（ジェイコ）千葉病院（旧千葉社会保険病院）、塩田病院、斎藤労働病院、浅井病院、国保旭中央病院、公立長生病院、千葉ロイヤルクリニック、ちば県民保健予防財団、山之内病院、ポートスクエア戸倉クリニック、千葉メディカルセンター（旧川鉄病院） ※検査内容は医療機関によって異なりますので、予約をする際に医療機関へ直接ご確認ください

◆市民課国保年金班
☎0475(70)0334

保険証の適正利用をお願いします

◆医療機関等を受診する際は、保険証を正しく提示しましょう

医療機関等は医療費の請求先を保険証で確認しています。保険証の提示は通常、月に一度しか求められませんが、月の途中で社会保険に変わった場合は、必ず新しい保険証を提示してください。

◆保険証は資格喪失日（社会保険加入の場合は加入日、市外への転出の場合は転出日）以降は、使用できません

社会保険の加入日や転出日以降に本市の国民健康保険の保険証を使用して受診した場合、市が医療機関等へ支払った医療費を返還していただく場合があります。万が一、無効な保険証で受診した場合は、受診した医療機関等へ連絡してください。なお、社会保険加入後、保険証交付前に受診する際の対応は、加入した社会保険へ問い合わせください。

◆国民健康保険離脱の届出はすみやかに
社会保険に加入した場合でも、国保を抜ける手続きは自動的に進められません。14日以内に市民課または白里出張所に届出（※）のうえ、保険証を返却してください。

※国保離脱の届出
▼手続きに必要なもの
国民健康保険証、加入した健康保険の保険証、マイナンバーがわかるもの（※以上3点は該当者全員分）、本人確認資料
▼手続きできる方
本人もしくは同一世帯の方

◆市民課国保年金班
☎0475(70)0334

ねんきんナビ

～学生納付特例制度のご案内～

学生の方で、所得がない場合や少ないことにより保険料を納めることが困難なときは、学生納付特例を申請することができます。前年の所得などを審査し、承認されると、保険料の納付が猶予されます。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。

申請手続きは毎年必要です。お忘れなく！

▶申請できる方
20歳以上の学生の方で、前年所得が118万円以下の方
※前年所得が118万円を超えていても退職を考慮した審査が受けられる場合があります（ただし、離職票等の添付が必要です）。

▶対象者
大学（大学院）、高等学校、高等専門学校、専修学校および各

種学校在学する方
※国内に住所をおいたまま留学されている方はご相談ください

▶学生納付特例の承認期間
4月（または20歳誕生月）から年度末（3月末）
昨年度（平成28年度）学生納付特例が承認され、日本年金機構からはがき形式の学生納付特例申請書が郵送された方は、必要事項を記入し、返送することにより申請できます。

ただし、はがき形式の申請書が届かない方は、学生証（両面・コピー可）または在学証明書、年金手帳、印かん（本人署名の場合は不要）を持参のうえ、申請する必要があります。

問千葉年金事務所
☎043(242)6320
市民課国保年金班
☎0475(70)0334

高齢者の相談窓口

地域包括支援センターだより

～将来安心して生活するために～

高齢者の方から「将来、お金の管理をどうしたらよいか心配」、「税金や光熱費の支払いを忘れてしまう」、「通帳や印かん等の大切な物をしまい忘れてしまう」などの相談を受けることがあります。こんな時にどんな支援があるのか、今回は将来困らないよう備えておくための「任意後見制度」と、住み慣れた地域で生活できるよう支援をする「日常生活自立支援事業（すまいる）」を紹介します。

◆任意後見制度
判断能力が低下したときに備えて、「支援してくれる方（任意後見人）」と「将来お願いしたい内容」をあらかじめ決めておく制度です。

Q1 任意後見人は誰にお願いできるの？
成人であれば、あなたの信頼できる方（個人または法人）にお願いできます。
例：親族、友人、弁護士・司法書士等の専門家、法人（社会福祉法人）等

Q2 利用の方法は？
お願いしたい内容を「公正証書」として「公証役場」で作成します。本人の判断能力が低下してきたら、家庭裁判所へ申立てを行います。申立ては、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人をお願い

された方が行うことができます。

◆日常生活自立支援事業（すまいる）
高齢者や障がい者が安心して自立した生活を送れるように、福祉サービスの利用手続きや財産管理等の支援をします。

Q1 どんなサービスがあるの？
日常的な金銭管理、預貯金の出し入れ、通帳や印かんの保管、福祉サービスの利用手続き等があります。

Q2 利用したい時はどこへ相談したらいいの？
社会福祉協議会へご相談ください。

◎地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターは高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けています。自宅等に訪問することもできますので、お気軽にご相談ください。

問地域包括支援センター
☎0475(70)0439
FAX 0475(70)1093
在宅介護支援センターおおあみ緑の里
☎0475(73)5146
在宅介護支援センター杜の街
☎0475(70)1666